

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日休む、
がとる、
日翌の)

目 次

◇ 告 示 字の区域の新設等(二件) (地方課)

字の区域の変更(二件) (〃)

土地改良法による換地処分(三件) (農村整備課)

告 示

鳥取県告示第二百二十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、気高町長から次のとおり字の区域を新たに画し、変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、変更及び廃止は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第三項の規定による逢坂地区第一工区の換地処分の公告があった日の翌日か

らその効力を生ずる。

平成元年二月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに画する字
の名称

同上の区域(昭和六十三年七月八日現在の地番による。)

大字殿字千部ヶ
前

大字殿字千部ヶ前八の三から八の五まで、九の一、九の三、一〇、一一の一、一二の一、一三の一、一三の二、一四及びこれらと一体をなす国有地
大字殿字下千部ヶ前三の一から二三の四まで、二四の一から二四の三まで、二五の一から二五の三まで、二六、二八の一、二八の二の一部、二八の三の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字殿字薫能二九の一の一部及びこれと一体をなす国有地
大字殿字八反田三三の一と一体をなす国有地の一部
大字殿字観音堂七三の一、七三の二と一体をなす国有地の一部
大字殿字石佛七九の一部、八〇の一部、八一の一部、八一の二、八一の三の一部、八二の一部及びこれらと一体となす国有地
大字殿字布勢八三の一部、八五、八六の一から八六の三まで、八七の一の一部、八八、八九、八九の一、九〇及びこれらと一体をなす国有地

大字殿字長繩手

大字小別所字這上り一の一、一の二の一部、一の四、一の五の一部、二、三の二及びこれらと一体をなす国有地
大字小別所字大加利一七の二、一八の二、一九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字殿字上長繩手三六の一から三六の三までの一部、三七の一の一部、三七の二の一部、三八の一の一部、三九の一

<p>大字殿字内河原</p>	<p>の一部、三九の二の一部、四〇、四一、四二の一から四一の七まで、四二の一から四二の四まで、四三の一の一部、四三の二の一部、四五、四七、四九、四九の一から四九の四まで、五〇、五一の一の一部、五一の二の一部、五一の三の一部、五三の二、五四の一の一部、五六の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字殿字下長繩手六六の三の一部</p> <p>大字殿字須摩田七一の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>大字殿字野原</p>	<p>大字殿字上長繩手四三の一の一部、四三の二の一部及びこれらと一体となす国有地並びに三六の一と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字殿字下長繩手六四の三の一部、六五の五の一部、六五の八の一部、六六の三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字殿字須摩田六八の一から六八の三まで、六九、六九の一、七〇の一から七〇の三まで、七一の一部、七二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字殿字門田一〇四の一部及びこれと一体をなす国有地</p> <p>大字殿字立田のうち一〇五の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字殿字赤田一一の一の一部、一一の二の一部、一一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字殿字野原一三七の一部、一三七の一の一部、一三七の二の一部、一三九の一部、一四〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字殿字桑原一四三の一の一部、一四三の二、一四四の一</p>
<p>大字殿字ゴウロ田</p>	<p>の一部、一四四の三の一部、一四四の四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字殿字馬ノ池</p>	<p>大字殿字塚原二一三の一の一部、二一三の二の一部、二一四の一の一部、二一四の二、二一四の三、二一四の四の一部、二一六の一の一部、二一六の二の一部、二一九の一部、二二〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字殿字佛飯二二一の一の一部、二二一の二の一部、二二三、二二五の一部、二二六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字殿字上ゴウロ田二五一の一の一部、二五一の二、二五一の三の一部、二五二の一から二五二の三まで及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字殿字九反田二五三、二五三の一、二五四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字殿字上大清水二七六の一の一部、二七六の二及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字殿字下モゴウロ田のうち三〇五の一の一部、三〇六の一の一部、三〇六の二の一部、三〇七の一部、三〇七の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字殿字馬池東島</p>	<p>大字殿字馬池東島のうち二六六から二六八までの一部、二六九の一の一部、二七〇の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字殿字馬池西島二七二の一の一部、二七二の二の一部、二七三、二七四の一部、二七五の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字殿字大清水</p>	<p>大字殿字九反田二五四の一部、二五六の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字殿字花尻二五七の一の一部、二六〇の一部、二六一の一の一部、二六一の二の一部、二六二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>

<p>区域を変更する 字の名称</p>	<p>同上の区域（昭和六十三年七月八日現在の地番による。）</p>	<p>大字殿字榑ヶ前</p>	<p>大字殿字下村三一の一の一部、三二二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字殿字上榑ヶ前三一五の二の一部、三一六の四及びこれらと一体をなす国有地並びに三一六、三一六の一、三一六の二と一体をなす国有地の一部 大字殿字中榑ヶ前三一七から三一九まで、三二〇の一から三二〇の四まで及びこれらと一体をなす国有地 大字殿字練ヶ坪三二三の一部、三二四の一の一部、三二五の一から三二五の三までの一部、三二五の四、三二六の一部、三二八から三三一までの一部及びこれらと一体をなす国有地 大字殿字笛吹三三二の一の一部及びこれと一体をなす国有地 大字殿字下モ榑ヶ前三三五の一、三三六の一、三三七の二、三三九の一、三三九の二及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字殿字馬池西島二七二の二の一部、二七四の一部、二七五の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字殿字上清水のうち二七六の一、二七六の二、二七七の一部、二七八の一から二七八の三までの一部、二七九の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字殿字下清水のうち二八八の一の一部、二九〇の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字殿字築井田二九九の二の一部及びこれと一体をなす国有地</p>	
<p>大字殿字上長縄手</p>	<p>大字殿字上長縄手のうち三六の一から三六の三まで、三七の一、三七の二、三八の一、三八の二、三九の一、三九の二、四〇、四一、四一の一から四一の七まで、四二の一から四二の三まで、四三の一、四三の二、四四、四七、四九、四九の一から四九の四まで、五〇、五一の一から五一の三まで、五三の二、五四の一、五六、五八、五九、五九の二、六〇から六二まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字殿字八反田</p>	<p>大字殿字八反田のうち三三三の一、三五の一と一体をなす国有地 大字殿字八反田のうち三三三の一、三五の一と一体をなす国有地以外の区域 大字殿字上長縄手三六の一から三六の三までの一部、三七の一の一部、三七の二の一部、三八の一の一部、三八の二、三九の一の一部、三九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字殿字須摩田七一の一部及びこれと一体をなす国有地 大字殿字観音堂七三の一部、七三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字殿字石佛八一の一の一部、八一の三の一部、八二の一部</p>	<p>大字殿字下千部ヶ前</p>	<p>大字殿字下千部ヶ前のうち二三の一から二三の四まで、二四の一から二四の三まで、二五の一から二五の三まで、二六、二八の一から二八の三まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字殿字上千部ヶ前</p>	<p>大字殿字上千部ヶ前のうち八の三から八の五まで、九の一、九の三、一〇、一一の一、一二の一、一三の一、一三の二、一四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字殿字榑ヶ前</p>	<p>大字殿字下村三一の一の一部、三二二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字殿字上榑ヶ前三一五の二の一部、三一六の四及びこれらと一体をなす国有地並びに三一六、三一六の一、三一六の二と一体をなす国有地の一部 大字殿字中榑ヶ前三一七から三一九まで、三二〇の一から三二〇の四まで及びこれらと一体をなす国有地 大字殿字練ヶ坪三二三の一部、三二四の一の一部、三二五の一から三二五の三までの一部、三二五の四、三二六の一部、三二八から三三一までの一部及びこれらと一体をなす国有地 大字殿字笛吹三三二の一の一部及びこれと一体をなす国有地 大字殿字下モ榑ヶ前三三五の一、三三六の一、三三七の二、三三九の一、三三九の二及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字殿字馬池西島二七二の二の一部、二七四の一部、二七五の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字殿字上清水のうち二七六の一、二七六の二、二七七の一部、二七八の一から二七八の三までの一部、二七九の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字殿字下清水のうち二八八の一の一部、二九〇の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字殿字築井田二九九の二の一部及びこれと一体をなす国有地</p>	

<p>大字殿字下長繩手</p>	<p>大字殿字下長繩手のうち六三、六三の一、六四の二から六四の四まで、六五の二から六五の五まで、六五の八、六五の九、六六の二から六六の三まで、六七の一、六七の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字殿字布勢</p>	<p>大字殿字布勢のうち八三、八四、八四の一、八五、八六の一から八六の三まで、八七の一、八八、八九、八九の一、九〇及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字殿字一ト窪田</p>	<p>大字殿字観音堂七三の二と一体をなす国有地の一部 大字殿字石佛七七の一の一部、七七の二の一部、七八、七九の一部、八〇の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字殿字布勢八三の一部、八四、八四の一、八七の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに八七の二、九二の二と一体をなす国有地 大字殿字一ト窪田のうち九五の一の一部、九六の一部、九七の一部、九八の一の一部、九八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに九五の一と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字殿字門田一〇二の一の一部及びこれと一体をなす国有地並びに一〇〇と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字殿字門田</p>	<p>大字殿字須摩田七一の一部、七二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字殿字観音堂七三の一の一部、七三の二の一部、七四、七五の一、七五の二、七六、七六の一及びこれらと一体をなす国有地 大字殿字石佛七七の一の一部、七七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字殿字一ト窪田九八の一の一部、九八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字殿字門田のうち一〇二の一の一部、一〇四の一部及び</p>
<p>大字殿字東荒神木</p>	<p>これらと一体をなす国有地並びに一〇〇、一〇二の一と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字殿字立田一〇五の一部及びこれと一体をなす国有地 大字殿字桑原一四四の一の一部、一四四の二、一四四の三の一部、一四四の四の一部、一四五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字殿字西荒神木</p>	<p>大字殿字内河原一一七の二の一部、一一八次一、一一八の二の一部、一一八次二、一一九の一の一部、一一九の六の一部、一二〇の二、一二〇の三の一部、一二〇の四の一部、一二〇の五及びこれらと一体をなす国有地 大字殿字東荒神木一二二の一部、一二二の一、一二二の二の一部、一二二の四の一部、一二三の一の一部、一二三の二、一二六の一の一部、一二六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字殿字西荒神木一二七の一部及びこれと一体をなす国有地 大字殿字山崎二〇〇と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字殿字西荒神木</p>	<p>大字殿字上長繩手五六の一部、五八の一部、五九の一部、六〇、六一の一部、六二及びこれらと一体をなす国有地 大字殿字下長繩手六三、六三の一、六四の一、六四の二、六四の三の一部、六四の四、六五の二から六五の四まで、六五の五の一部、六五の八の一部、六五の九、六六の一、六六の二の一部、六六の三の一部、六七の一、六七の二及びこれらと一体をなす国有地 大字殿字赤田一一一の一、一一一の二の一部、一一一の三の一部、一一二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字殿字机田の全域 大字殿字内河原一一七の一、一一七の二の一部、一一七の三、一一八の一、一一八の二の一部、一一九の一の一部、一一九の二、一一九の三、一一九の五、一一九の六、一二〇の三の一部、一二〇の四の一部及びこれらと一体をなす</p>

<p>大字殿字桑原</p>	<p>大字殿字上早稲田</p>	<p>大字殿字桑原</p>	<p>大字殿字野原</p>
<p>大字殿字寺田</p>	<p>大字殿字中早稲田</p>	<p>大字殿字上早稲田</p>	<p>大字殿字桑原</p>
<p>大字殿字桑原一四三の二の一部、一四四の二の一部、一四</p>	<p>大字殿字越前一四七、一四八の一部、一五一の一部、一五二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字殿字上早稲田一五四の三、一六〇、一六一と一体をなす国有地の一部 大字殿字中早稲田の全域 大字殿字明燈田一七九の一部、一八〇の一部、一八一の一部、一八二の一部 大字殿字背戸田二三〇の二の一部、二三〇の三の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字殿字下早稲田二三一と一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字殿字一ト窪田九五の二の一部、九六の一部、九七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに九五の一と一体をなす国有地の一部 大字殿字越前のうち一四七、一四八の一部、一五一の一部、一五二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字殿字上早稲田のうち一五四の三、一六〇、一六一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>国有地 大字殿字東荒神木一二六の二の一部、一二六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字殿字西荒神木一二七の一部、一三〇の一部、一三三から一三三まで、一三四の一、一三四の二、一三五、一三六及びこれらと一体をなす国有地 大字殿字野原一三七の一部、一三七の二の一部、一三九の一部、一四〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字殿字向寺田</p>	<p>大字殿字佛飯</p>	<p>大字殿字野原</p>	<p>大字殿字佛飯</p>
<p>大字殿字野原一四〇の二の一部、一四一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字殿字越前一四八の一部、一五一の一部、一五二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字殿字明燈田一七九の一部、一八〇の一部、一八一の一部、一八二の一部、一八二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字殿字佛飯二二一の二の一部、二二二の二の一部、二二四の一部、二二五の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字殿字野原一三七の二の一部、一三七の二の一部、一四〇の二の一部、一四一の一部、一四二及びこれらと一体をなす国有地 大字殿字桑原一四三の二の一部、一四四の三の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字殿字寺田一八四の一部、一八五、一八六の一部、一八七の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字殿字向寺田一八八の一部、一八九の二の一部、一九〇の二の一部、一九〇の三の一部、一九一の二の一部、一九二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字殿字塚原二一九の一部、二二〇の二の一部、二二〇の三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>四の三の一部、一四五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字殿字越前一四八の一部、一五一の一部、一五二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字殿字明燈田一七九の一部、一八〇の一部、一八一の一部、一八二の一部、一八二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字殿字寺田のうち一八四の一部、一八五、一八六の一部、一八七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字殿字佛飯二二四の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字殿字背戸田二二七の一部、二二八の一部、二三〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>

<p>大字殿字塚原</p>	<p>大字殿字山崎</p>		
<p>大字殿字上土居二〇四の一部及びこれと一体をなす国有地 大字殿字下土居二〇八の一部、二〇八の一、二〇九の一部、 二一〇の一の一部、二一〇の二の一部、二一一の一部及び これらと一体をなす国有地 大字殿字塚原二二二、二二三の一の一部、二二三の二の一 部、二二四の一の一部、二二四の四の一部、二二六の一の 一部、二二六の二の一部、二二七の一部、二二九の一部及</p>	<p>大字殿字東荒神木一二一の一部、一二二の一の一部、一二 二の二、一二二の三、一二二の四の一部、一二二の五から 一二二の七まで、一二三の一の一部、一二四、一二五、一 二六の一の一部、一二六の二の一部及びこれらと一体をな す国有地 大字殿字西荒神木一二七の一部、一二八の一の一部、一二 八の三及びこれらと一体をなす国有地 大字殿字山崎のうち一九三の一、一九三の二、一九四の一 部、一九五の一部、一九八の一の一部及びこれらと一体を なす国有地並びに二〇〇と一体をなす国有地の一部以外の 区域 大字殿字上土居二〇四の一部、二〇五及びこれらと一体を なす国有地 大字殿字下土居二〇六、二〇六の一の一部、二〇七から二 〇九までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字殿字向寺田一八八の一部、一八九の二の一部、一九一 の一の一部、一九一次一、一九一の二の一部、一九二の一 部及びこれらと一体をなす国有地 大字殿字山崎一九三の一、一九三の二、一九四の一部、一 九五の一部、一九八の一の一部及びこれらと一体をなす国 有地 大字殿字上土居二〇四の一部及びこれと一体をなす国有地 大字殿字塚原二一七の一部、二一九の一部、二二〇の一の 一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	
<p>大字殿字花尻</p>	<p>前 大字殿字上樽ヶ</p>	<p>大字殿字老町 大字殿字老町坪</p>	<p>大字殿字下早稲 田</p>
<p>大字殿字下土居二〇六の一の一部、二〇七の一部、二〇九 の一部、二一〇の一の一部、二一〇の二の一部、二一一の</p>	<p>大字殿字上樽ヶ前のうち三一三の二、三一五の二、三一六 の四及びこれらと一体をなす国有地並びに三一六、三一六 の一、三一六の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字殿字佛飯二二四の一部、二二五の一部、二二六の一、 二二六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字殿字背戸田のうち二二七の一部、二二八の一部、二三 〇の一の一部、二三〇の三の一部及びこれらと一体をなす 国有地以外の区域 大字殿字下早稲田二三一、二三四の一、二三五の一、二三 五の三と一体をなす国有地の一部 大字殿字老町坪の全域 大字殿字上ゴウロ田二五〇、二五一の一の一部、二五一の一 の三の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字殿字下モゴウロ田三〇六の一の一部、三〇七の一部及 びこれらと一体をなす国有地 大字殿字下村三〇八の一の一部、三〇九の一、三〇九の二 の一部、三一〇の一部、三一〇の一の一部、三一〇の二、 三一〇の三の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字殿字上樽ヶ前三一三の二、三一五の二の一部</p>	<p>びこれらと一体をなす国有地 大字殿字九反田二五四の一部、二五六の一部及びこれらと 一体をなす国有地 大字殿字花尻二五七の一部、二五七の一の一部、二五八の 三の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字殿字下早稲田のうち二三一、二三四の一、二三五の一、 二三五の三と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>

<p>大字殿字練ヶ坪</p>	<p>大字殿字鑿井田</p>	
<p>大字殿字管田二九五の一部、二九六の一の一部、二九六の二及びこれらと一体をなす国有地 大字殿字鑿井田二九七の一部、三〇一の一部、三〇四の一から三〇四の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地 大字殿字下モゴウロ田三〇七の一部、三〇七の一及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字殿字九反田二五四の一部及びこれと一体をなす国有地 大字殿字上大清水二七六の一の一部、二七七の一部、二七八の一から二七八の三までの一部、二七九の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字殿字下大清水二八八の一の一部、二九〇の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字殿字管田のうち二九五の一部、二九六の一の一部、二九六の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字殿字鑿井田のうち二九七の一部、二九八の二の一部、三〇一の一部、三〇四の一から三〇四の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字殿字下モゴウロ田三〇五の一の一部、三〇六の二の一部、三〇七の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>一部及びこれらと一体をなす国有地 大字殿字花尻のうち二五七の一部、二五七の一の一部、二五八の三の一部、二六〇の一部、二六一の一の一部、二六一の二の一部、二六二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字殿字馬池東島二六六の一部、二六九の一の一部、二七〇の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字殿字馬池西島二七二の一の一部、二七二の二の一部、二七五の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字下石字花尻一一五から一一七まで、一二〇、一二一の一から一二一の四まで、一二四及びこれらと一体をなす国有地並びに一二三の一、一八〇、一八一と一体をなす国有地の一部</p>
<p>廃止する字の名称</p>	<p>大字下石字花尻</p>	<p>大字殿字下モ樽ヶ前</p>
<p>大字殿字薫能、大字殿字須摩田、大字殿字観音堂、大字殿字石佛、大字殿字立田、大字殿字赤田、大字殿字机田、大字殿字越前、大字殿字明燈田、大字殿字上土居、大字殿字下土居、大字殿字背戸田、大字殿字上ゴウロ田、大字殿字九反田、大字殿字馬池東島、大字殿字馬池西島、大字殿字上大清水、大字殿字下大清水、大字殿字下</p>	<p>大字下石字花尻のうち一一五から一一七まで、一二〇、一二一の一から一二一の四まで、一二四及びこれらと一体をなす国有地並びに一二三の一、一八〇、一八一と一体をなす国有地以外の区域 大字殿字馬池東島二六六から二六八までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字下モ樽ヶ前のうち三三五の一、三三六の一、三三七の二、三三九の一、三三九の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字殿字中樽ヶ前</p>		<p>大字殿字中樽ヶ前のうち三一七から三一九まで、三二〇の一から三二〇の四まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>らと一体をなす国有地 大字殿字下村三〇八の一の一部、三〇八の二、三〇九の二の一部、三一〇の一の一部、三一〇の二、三一二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字殿字練ヶ坪のうち三二三の一部、三二四の一の一部、三二五の一から三二五の三までの一部、三二五の四、三二六の一部、三二八から三三一までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字殿字笛吹のうち三三二の一の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域</p>		

モゴウロ田、大字殿字下村、大字殿字笛吹、大字小別所字
這上り、大字小別所字大加利、大字小別所字隈田

鳥取県告示第二百二十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定
に基づき、鹿野町長から次のとおり字の区域を新たに画し、変更し、及び
廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律
第九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第
四項の規定による逢坂地区第一工区の換地処分の公告があった日の翌日か
らその効力を生ずる。

平成元年二月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに画する字 の名称	同上の区域（昭和六十三年七月八日現在の地番による。）
大字小別所字荒 堀	大字小別所字幸ノ木前田三二七の一部及びこれと一体をな す国有地 大字小別所字船岩三四四の二から三四四の四までの一部及 びこれらと一体をなす国有地 大字小別所字大橋三五五の五から三五五の七まで、三五五 の八の一部 大字小別所字下荒堀三五六の二の一部、三五六の三の一部、 三五七の一、三五七の二、三五八の一、三五八の二、三五

九の一の一部、三五九の二から三五九の五まで及びこれら
と一体をなす国有地

大字小別所字仲田三六〇、三六一の一部、三六一の三の一
部、三六二の六の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字小別所字藤岩三七一の一と一体をなす国有地の一部
大字小別所字西荒堀のうち三七四の一部、三八〇の一部以
外の区域

大字小別所字東荒堀三八三から三九一まで、三九二の一、
三九二の二、三九三の一から三九三の四まで及びこれらと
一体をなす国有地

大字小別所字上大橋三九四の一、三九五第一、三九五の三、
三九六次一、三九六の二から三九六の四まで、三九七、三
九八の一、三九八次一、三九八の二、三九九、三九九の一、
四〇〇、四〇一の一、四〇二、四〇三、四〇四の一及びこ
れらと一体をなす国有地

区域を変更する
字の名称

大字小別所字這
上り

同上の区域（昭和六十三年七月八日現在の地番による。）

大字小別所字這上りの全域
大字小別所字大立一三三の一部、一四の一部、一五の一から
一五の三までの一部、一六及びこれらと一体をなす国有地
大字小別所字大加利一七の一、一八の一の一部、一九の一
の一部、二〇の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字小別所字辻ノ内一二三の一部、一二四、一二五の一
の一部、一二六の一部、一二七、一二八の一、一二八の二、
一二九の一の一部、一二九の二、一三〇の一部及びこれら
と一体をなす国有地
大字小別所字中河原一三二の一、一三二の二、一三四の一、
一三六の一から一三六の五まで、一三七の一、一三七の二、
一三八の一から一三八の三まで、一三九、一四〇の一、一
四〇の二、一四〇の六、一四〇の七、一四二の一の一部、
一四二の三から一四二の六まで及びこれらと一体をなす国

<p>前 大字小別所字寺</p>	<p>大字殿字上千部ヶ前八の一の一部、八の二の一部、九の二、一一の二、一二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字小別所字隈田二五の一の一部、二五次一の一部、二五</p>	<p>田 大字小別所字隈</p>	<p>有地 大字小別所字堂後口一六七の一部及びこれと一体をなす国有地 大字小別所字大立一三の一部、一四の一部、一五の一から一五の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地 大字小別所字大加利一八の一の一部、一九の一の一部、二〇の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字小別所字隈田二一の一、二二の二、二三の一、二四、二五の一の一部、二五次一の一部、二五の二から二五の四までの一部及びこれらと一体をなす国有地 大字殿字上千部ヶ前二二の二の一部 大字殿字薫能二九の二、三一の二、三二の三及びこれらと一体をなす国有地 大字小別所字下海面二六、二七、二八の一部、二九、三〇の一部、三一の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字小別所字千部ヶ前四五の一部及びこれと一体をなす国有地 大字小別所字上海面のうち一一の一部、一二、一三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字小別所字山中のうち一九の一部、二〇の一部、二一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字小別所字辻ノ内二三の一部、二五の一の一部、二五の二、二六の一部、二九の一の一部、一三〇、一三一の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字小別所字堂後口一七三の一部及びこれと一体をなす国有地 大字小別所字稲荷上ミ堂廻り一八四の一の一部、一八五の一部</p>
<p>前田 大字小別所字下</p>	<p>大字小別所字下前田のうち一〇五の一、一〇六の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>手 大字小別所字横</p>	<p>の二から二五の四までの一部及びこれらと一体をなす国有地 大字小別所字下海面二八の一部、三〇の一部、三一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二七と一体をなす国有地の一部 大字小別所字寺前のうち三四の一の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域 大字小別所字千部ヶ前のうち四五の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域 大字小別所字横手四七の一の一部、四八の一の一部、四九の二の一部 大字小別所字上寺ノ前の全域 大字小別所字下前田一〇五の一、一〇六の一及びこれらと一体をなす国有地 大字小別所字上海面一一の一部、一二、一三の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字小別所字山中一九の一部、二〇の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字小別所字稲荷上ミ堂廻り一八四の一の一部、一八四の二の一部、一八五の一部、一八六、一八七及びこれらと一体をなす国有地 大字小別所字妙海道一八八の五及びこれと一体をなす国有地</p>

<p>大字小別所字中河原</p>	<p>大字小別所字中河原のうち一三二の一、一三二の二、一三四の一、一三六の五まで、一三七の一、一三七の二、一三八の二から一三八の三まで、一三九、一四〇の一、一四〇の二、一四〇の六、一四〇の七、一四二の一、一四二の三から一四二の六まで、一四三の一、一四三の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字小別所字齊佛</p>	<p>大字小別所字齊佛のうち一四四の一、一四四の三、一四五の一、一四五の二、一四六から一四八まで、一四九の一、一四九の四、一五〇の一、一五一の一、一五二の一、一五二の三、一五三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字小別所字堂後口</p>	<p>大字小別所字山中一二二の一の一部及びこれと一体をなす国有地 大字小別所字辻ノ内一二三の一部及びこれと一体をなす国有地並びに一二四と一体をなす国有地の一部 大字小別所字中河原一四二の一の一部、一四三の一、一四三の三及びこれらと一体をなす国有地 大字小別所字齊佛一四四の一、一四四の三、一四五の一、一四五の二、一四六から一四八まで、一四九の一、一四九の四、一五〇の一、一五一の一、一五二の一、一五二の三、一五三及びこれらと一体をなす国有地 大字小別所字古川のうち一五九の一の一部、一六〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字小別所字堂後口のうち一六七の一部、一七三の一部、一七九の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字小別所字稲荷上ミ堂廻り一八三の三、一八四の一の一部、一八四の二の一部、一八四の四、一八五の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字小別所字幸ノ木前田三二八の一部、三三八の一の一部、三三八第一、三三八の二の一部、三三八の三及びこれらと</p>
<p>大字小別所字稲荷上ミ堂廻り</p>	<p>一体をなす国有地 大字小別所字船岩のうち三四四の二から三四四の四までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字小別所字漆原三四七の一、三四八、三四九の一、三五二の四、三五三の一 大字小別所字大橋三五四の一、三五五の四、三五五の八の一部 大字小別所字下荒堀三五六の一、三五六の二の一部、三五六の三の一部、三五六の四、三五六の五及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字小別所字妙海道</p>	<p>大字小別所字妙海道のうち一八八の五及びこれと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字小別所字上土居</p>	<p>大字小別所字上土居のうち三二六の三及びこれと一体をなす国有地並びに二九四から二九六まで、二二五の二、三二六の一、三二六の二と一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字小別所字幸ノ木前田</p>	<p>大字小別所字古川一五九の一の一部、一六〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字小別所字堂後口一七九の一の一部及びこれと一体をなす国有地 大字小別所字稲荷上ミ堂廻り一八〇、一八一の五と一体をなす国有地の一部 大字小別所字上土居三二六の三及びこれと一体をなす国有地並びに二九四から二九六まで、三二五の二、三二六の一、三二六の二と一体をなす国有地の一部</p>

	<p>大字小別所字幸ノ木前田のうち三二七の一部、三二八の一部、三三八の一部、三三八第一、三三八の二の一部、三三八の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字小別所字下荒堀三五六の二の一部、三五九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字小別所字仲田三六二次一、三六二の六の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字小別所字漆原</p>	<p>大字小別所字漆原のうち三四七の一、三四八、三四九の一、三五一の四、三五一の一以外の区域</p>
<p>大字小別所字大橋</p>	<p>大字小別所字大橋のうち三五四の一、三五五の四から三五五の八まで以外の区域</p>
<p>大字小別所字仲田</p>	<p>大字小別所字仲田のうち三六〇、三六一の一部、三六一の三の一部、三六二次一、三六二の六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字小別所字藤岩三六四の三、三七一の二から三七一の四まで、六〇五の二及びこれらと一体をなす国有地 大字小別所字西荒堀三七四の一部、三八〇の一部</p>
<p>大字小別所字藤岩</p>	<p>大字小別所字藤岩のうち三六四の三、三七一の二から三七一の四まで、六〇五の二及びこれらと一体をなす国有地並びに三七一の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字小別所字東荒堀</p>	<p>大字小別所字東荒堀のうち三八三から三九一まで、三九二の一、三九二の二、三九三の二から三九三の四まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字小別所字上大橋</p>	<p>大字小別所字上大橋のうち三九四の一、三九五第一、三九五の三、三九六次一、三九六の二から三九六の四まで、三九七、三九八の一、三九八次一、三九八の二、三九九、三九九の一、四〇〇、四〇一の一、四〇二、四〇三、四〇四</p>

<p>大字小別所字道質平</p>	<p>の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字小別所字道質平のうち四〇六の二、四〇八の二、四〇九、四〇九の一、四一〇、四一一、四一二の二、四一四の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字小別所字道質平四〇六の二、四〇八の二、四〇九、四〇九の一、四一〇、四一一、四一二の二、四一四の二及びこれらと一体をなす国有地</p>
------------------	--

<p>廃止する字の名称</p>	<p>大字小別所字大立、大字小別所字大加利、大字小別所字下海面、大字小別所字千部ヶ前、大字小別所字上寺ノ前、大字小別所字上海面、大字小別所字山中、大字小別所字辻ノ内、大字小別所字古川、大字小別所字船岩、大字小別所字下荒堀、大字小別所字西荒堀、大字殿字薫能、大字殿字上千部ヶ前</p>
-----------------	---

鳥取県告示第二百二十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、米子市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による吉谷地区の換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成元年二月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

<p>区域を変更する 字の名称</p>	<p>同上の区域（昭和六十三年八月一日現在の地番による。）</p>
<p>吉谷字若杉屋敷</p>	<p>吉谷字若杉屋敷のうち二二三の一、二二四、二二八、二二九と一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>吉谷字黒添下</p>	<p>吉谷字若杉屋敷二二三の一、二二四、二二八、二二九と一体をなす国有地の一部 吉谷字黒添下のうち三七四の一部、三七五の一部、三七八の一部、三七九の一部、三八〇及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>吉谷字若杉中</p>	<p>吉谷字若杉中のうち三八一から三八三まで及びこれらと一体をなす国有地並びに三八四の二、三八五と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>吉谷字若杉</p>	<p>吉谷字若杉のうち四七四の一部、四七五の一、四七五の五から四七五の八まで、四七五の一、四七六から四七九まで、四八〇の一の一部、四八一の一部、四八二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>吉谷字黒添中</p>	<p>吉谷字黒添下三七四の一部、三七五の一部、三七八の一部、三七九の一部、三八〇及びこれらと一体をなす国有地 吉谷字若杉中三八一から三八三まで及びこれらと一体をなす国有地 吉谷字若杉四七四の一部、四七五の一、四七五の五から四七五の八まで、四七五の一、四七六から四七九まで、四八〇の一の一部、四八一の一部、四八二及びこれらと一体をなす国有地 吉谷字黒添中のうち四八三の三の一部、四八五の一部、四八六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>吉谷字中馬場</p>	<p>吉谷字中馬場四八七の一部及びこれと一体をなす国有地 吉谷字中馬場屋敷五四二、五四七の一の一部及びこれらと一体を成す国有地並びに五四七の一と一体をなす国有地の一部 吉谷字黒添上五六一の一の一部、五六一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>吉谷字コテ原山</p>	<p>吉谷字コテ原山のうち五〇二の二、五〇四の二、五〇五の二、五〇六、五一一の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>吉谷字シヨリヶ峠山</p>	<p>吉谷字シヨリヶ峠山のうち五一二の二から五一二の四まで以外の区域</p>
<p>吉谷字枝折ヶ峠</p>	<p>吉谷字黒添中四八五の一部、四八六の一部及びこれらと一体をなす国有地 吉谷字中馬場四八七の一部、四九三から五〇〇まで、五〇一の二から五〇一の四まで及びこれらと一体をなす国有地の一部 吉谷字コテ原山五〇二の二、五〇四の二、五〇五の二、五〇六、五一一の二及びこれらと一体をなす国有地 吉谷字シヨリヶ峠山五一二の二から五一二の四まで 吉谷字枝折ヶ峠の全域</p>
<p>吉谷字中馬場屋敷</p>	<p>吉谷字中馬場屋敷のうち五四〇の一、五四〇の二、五四一、五四二、五四七の一の一部、五四八の三及びこれらと一体をなす国有地並びに五四七の一と一体をなす国有地の一部</p>

<p>吉谷字ウサキ谷山</p>	<p>吉谷字ウサキ谷山のうち五五八の四、五五九の二、五六〇の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>以外の区域</p>
<p>吉谷字黒添上</p>	<p>吉谷字黒添中四八三の三の一部及びこれと一体をなす国有地 吉谷字中馬場屋敷五四八の三 吉谷字ウサキ谷山五五八の四、五五九の二、五六〇の二及びこれらと一体をなす国有地 吉谷字黒添上のうち五六一の二の一部、五六一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 吉谷字荒田五七八の一部、五七九の一、五八〇の二の一部、五八一、五八二の二の一部、五八三、五八四、五八五の一部、五八六の二の一部</p>	
<p>吉谷字荒田</p>	<p>吉谷字荒田のうち五七八の一部、五七九の一、五八〇の二の一部、五八一、五八二の二の一部、五八三、五八四、五八五の一部、五八六の二の一部以外の区域</p>	

鳥取県告示第二百二十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、倉吉市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による北谷地区第六工区の換地処分公告があった日の翌日からその効力を生

<p>平成元年二月二十一日 鳥取県知事 西 尾 邑 次</p>	<p>区域を変更する字の名称 同上の区域（昭和六十三年十月二十五日現在の地番による。） 大河内字広畑のうち二二三の二の一部及び二二三の三、二二の六と一体をなす国有地の一部以外の区域 大河内字菩提寺二九の三の一部 大河内字小黒見六二五の三の一部</p>
<p>大河内字菩提寺</p>	<p>大河内字広畑二三の二の一部及び二二三の三、二二の六と一体をなす国有地の一部 大河内字菩提寺のうち二九の三の一部、三六の一の一部、三七の一部、三七次二、四一、四二の二の一部、四二の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大河内字小黒見六二五の三の一部</p>
<p>大河内字来連畑</p>	<p>大河内字菩提寺三六の一の一部、三七の一部、三七の次二、四一、四二の二の一部、四二の二及びこれらと一体をなす国有地 大河内字来連畑のうち五八の三の一部、六一の一部、七〇の一部、七〇次一の一部、七〇内一、七一の二の一部、七一の二の一部、七二の二の一部、七二次一（七二次二、七二次三）及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大河内字石穴口七四の四の一部 大河内字小黒見六三五の二、六三六の二、六三七の二</p>

	<p>大河内字山ノ神六四〇の四〇、六四〇の四二、六四〇の四三</p>
<p>大河内字石穴口</p>	<p>大河内字来連畑五八の三の一部、六一の一部、七〇の一部、七〇次一の一部、七〇内一、七一の二の一部、七一の二の一部、七二の一部、七二次一(七二次二)、七二次三(七二次三)及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>大河内字石穴口のうち七四の四の一部以外の区域</p> <p>大河内字山ノ神六四〇の四一</p> <p>大河内字汗干谷六九九の四、六九九の五、七〇〇の三から七〇〇の五まで</p>
<p>大河内字汗干谷屋敷</p>	<p>大河内字汗干谷屋敷のうち一三四の一、一三四の三の一部、一三五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大河内字山ノ神六五八の二、六六三の二、六六四の一部、六六五の八の一部</p>
<p>大河内字コゾーリ口</p>	<p>大河内字汗干谷屋敷一三四の一、一三四の三の一部、一三五の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大河内字コゾーリ口の全域</p> <p>大河内字山ノ神六六四の一部、六六五の八の一部、六六五の九、六六五の一〇</p> <p>大河内字汗干谷六七九の八、六七九の九、六七九の一、六八〇の二、六八二の三、六八二の四</p>
<p>大河内字奥田</p>	<p>大河内字奥田のうち一六九の二の一部、一七四の一の一部、一七四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大河内字鍛冶屋敷一七六の一の一部、一七六の四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大河内字鍛冶屋敷</p>	<p>大河内字山ノ神六六九の一、六六九の三の一部</p> <p>大河内字奥田一六九の二の一部、一七四の一の一部、一七四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大河内字鍛冶屋敷のうち一七六の一の一部、一七六の四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大河内字山ノ神六六九の三の一部、六六九の四</p> <p>大河内字高山六七二の一七七から六七二の一八〇まで、六七二の一八二から六七二の一八四まで、六七三の二、六七四の一、六七四の二、六七五の二、六七五の三及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大河内字スンボフ七〇七の一七二</p> <p>大河内字汗干谷六七九の二二</p>
<p>大河内字小黒見</p>	<p>大河内字小黒見のうち六二五の三、六三五の二、六三六の二、六三七の二以外の区域</p>
<p>大河内字山ノ神</p>	<p>大河内字山ノ神のうち六四〇の四〇、六四〇の四一、六四〇の四二、六四〇の四三、六五八の二、六六三の二、六六四、六六五の八、六六五の九、六六五の一〇、六六九の一、六六九の三、六六九の四以外の区域</p>
<p>大河内字高山</p>	<p>大河内字高山のうち六七二の一七七から六七二の一八〇まで、六七二の一八二から六七二の一八四まで、六七三の二、六七四の一、六七四の二、六七五の二、六七五の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大河内字汗干谷</p>	<p>大河内字汗干谷のうち六七九の八、六七九の九、六七九の一〇、六七九の一二、六八〇の二、六八〇の三、六八二の四、六九九の四、六九九の五、七〇〇の三から七〇〇の五まで以外の区域</p>

大河内字スンボ

大河内字スンボのうち七〇七の一七二以外の区域

鳥取県告示第二百二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る逢坂地区第一工区の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成元年二月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百二十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、米子市が行う土地改良事業に係る吉谷地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成元年二月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百二十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る北谷地区第六工区の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成元年二月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次